

オウム集団のここ10年 第2版

2017.11.21 弁護士滝本太郎

本稿は、当職の「オウム裁判と15年間の変化」（日本脱カルト協会会報2010.7.9）に続いて報告するものである。同文章では、最後の第5期として「2006年5月から現在まで一大分裂期」としての、これに追加的して修正していくこととなる。

- 第1期 1995年5月から1997年1月31日の破防法棄却まで — 獄中説法の影響期
 - 第2期 1997年2月から1999年末まで — 破防法棄却による誤解とハルマゲドン期待期
 - 第3期 2000年1月から2003年6月27日まで — 団体規制法制定と「麻原隠し期」
 - 第4期 2003年7月から2006年5月まで — 上祐派と原理派（妻・三女派）の暗闘期
- 結論から述べると、2006年10月から今日までの状況を、2011年末と、2013年末で区切るべきであろう。また今後を左右するのは、オウム集団にかかる観察処分が、「ひかりの輪」についてどうなるか、「山田らの集団」すなわち三女派についてどうなるか、そして主流派のアレフにつき新たなグルが出現しやくすくなる教祖松本智津夫の死刑執行いかんであらうと思われる。
- 第5期 2006年5月から2011年末まで — 大分裂とオウム裁判いったん終結期
 - 第6期 2012年1月から2013年末まで — 逃亡犯全員逮捕による再確認期
 - 第7期 2014年1月から現在まで — 麻原家分裂確定、「山田らの集団」の確立期

以下、詳細を書く。

- 第5期 2006年5月から2011年末まで — 大分裂とオウム裁判いったん終結期

アーレフは、裏に隠れた麻原妻や三女が差配してきた。

2005年9月、最終的には2006年1月に教祖の16歳になる四女が家出をし、教祖一家とくに妻や三女の矛盾した内幕を当日の実力者村岡達子（ウッターマ正悟師）らが聞き、裏支配に疑問を持った。すると、麻原妻は村岡を直接、指導部から外した。村岡はしばらく後に脱会し、地方で「一人オウム」として信仰を続けている。同年末、執行猶予により戻った野田成人（ヴァジラティクシュナー正悟師）も、中堅幹部らに糾弾させて失脚させた。実質唯一残った二宮耕一（アッサージ正悟師）は関西を拠点としつつ、各支部で説法をしつつ金銭を取得してきた。三女は、2006年3月から、お付きの人名目の脱会者男性が取得したマンションに長男ともども住むようになる。

なお、四女の後見人は第2名と同様に、麻原家側が依頼した弁護士だったが、四女の申立てにより2007年3月解任された。また、教祖には正妻以外の女性との間にも何人もの子がいるが、多く教団から実質的にも外れている。

2004年2月27日、絶対者である教祖麻原彰晃こと松本智津夫に死刑判決が下され、高裁では実質審理がなく2006年9月15日、最高裁で確定した。これは控訴審で私選弁護人が控訴趣意書を提出しなかったことによる（このことで同弁護士2名は戒告処分）。

この2004年3月、私立和光大学が三女の入学を拒否し、三女は同大学を被告として損害賠償請求を提起した。三女はオウム集団とは関係がないと主張し、慰謝料30万円が認められ確定した。この2006年2月20日東京地裁判決によれば、そもそもは2004年1月、A関連のドキュメンタリー映画を撮影した

知り合いの森達也氏から、「大学の教授たちが、花子ちゃん、**に来れば良いのにとってます。もし進路に悩んでいるのなら多少は力になりますよ。」との年賀状を受け取ったことを契機として入学申込をしていたことが判明する。当職としては同年3月、同大学から問い合わせがあり、大学当局に対し、決してオウム集団から離れていない正大師なのだと言明し、同時に「和光大学であつてこそ、何とか入学を認めてほしい。」「混乱がありえても、被害者でもある彼女を受け入れないでどうするのか、建学の精神からしても受け入れてほしい、大学の汚点になります、お願いします。」と懇願したが、残念であった。

三女らは、メディア相手らの訴訟を次々と起こすようになってきた。2007年7月には東京地裁にて月刊誌サイゾーを被告として名誉棄損訴訟を提起したが、2009年7月28日敗訴した。この折、三女と対抗する証人として脱会している四女も証人に出ている。

上祐史浩（マイトレーヤ正大師）は、麻原の死刑判決が確定すると見られていた2006年5月、「人を神としない。新教団を2007年2月までに作る」とセミナーで宣言し、2006年7月には財政面、実務面ともに教団本体からの分離が行われた。上祐らは、2007年5月7日、教団から脱会したとして新団体「ひかりの輪」を設立した。その間、上祐史浩は、麻原妻に対して「松本知子作の絵画の使用料」名目でアレーフが資金援助を行っていたこと、松本一家が間接的ながらも教団に影響を与えていることを公言し始め、これにより分裂は決定的になった。

アレーフは、2007年3月から「合同会議」なるものを作り、妻や三女が、前記別所幸弘や中堅幹部荒木浩師補を介して指導する体制となった。形式上は20人ほどの出家者委員が共同幹事2名外を選任する形となっている。「宗教団体アレーフ」は、2008年5月13日「宗教団体・アレーフ」「A l e p h」と名称を変更した。そして、2009年からしばらくの間、麻原説法映像を信者向けに高額販売していた。なお、森達也氏の「A3」集英社が2010年11月26日発行され、一審弁護団の主張に賛同するとして「弟子の暴走」を主張していることから、勧誘に使われた。

前記野田は、2007年2月から、唯一残っている「正悟師」として自称代表と言うが、内部限定のインターネット情報、次いで外部でも教団批判を繰り返して実権を失い、2009年3月には除名される。野田は、後にホームレス支援の事業を起こしつつ、時に不安定な信者らが関与していたことから、偽りではないかと疑われたが、現世で様々な苦勞と喜びを味わったことにより、教祖からの精神的桎梏を離れたと思われる。

麻原妻と三女の内部の動きとして、下記の事柄があった。2010年7月3日には、同月出所の原理派というべき越川真一（メッタジー正悟師）の受入れ問題につき、アレーフの最高幹部二宮耕一（アッサージ正悟師）、三女と母が、埼玉県内のカラオケ店内で話し合った。長男と次男も同席した。同氏は、過去オウム集団のPC事業「マハーポーシャ」で辣腕をふるい一部に強い人気があるので、二宮や麻原家によるアレーフ支配に支障をきたすとも思われたからであろう。2011年4月27日、埼玉県内のレストランで、荒木師補、松葉浩子（スッカー）、鈴木かおる（パティンジャハムッター）、伊藤精和（パーモッジャカーヤ）と、麻原妻、三女との話し合いがもたれた。前記の越川と、再び教団に戻りたいとも漏らした杉浦実（カンカー・レーヴァタ正悟師）につき、どうするかを決めるためであった。2011年5月14日も、埼玉県

内のレストランで、荒木氏らと話し合いがもたれた。この際は、麻原妻は出席していないところ、越川の先行きを案じる荒木の心配を差し置いて、放逐することとなった。

第6期 2012年1月から2013年末まで — 逃亡犯全員逮捕による再確認期

2011年大晦日、特別手配犯の平田信が警視庁に出頭してきた。同人は既に教祖への信仰から離れていた。出頭した動機の一つは同年11月21日、オウム事件の最後の被告人遠藤誠一につき最高裁で棄却されすべてが確定したことにより、親しかった人を含め弟子の12人の死刑が執行されるのでは、これを止めたいとの気持ちがあった。自らの裁判で、死刑囚が共犯者として証人になる可能性があれば執行しにくいからである。同人の裁判はオウム事件としては初めの裁判員裁判となった。2016年1月13日最高裁で懲役9年が確定した。

2012年1月、同人の依頼により接見した当職への教示により、同人をかくまっていた女性元出家者が自首し、犯人隠匿罪で逮捕され、後に異常に厳しい実刑となった。ついで、懸賞金も増額された後の2012年6月3日に爆弾事件等の被疑者女性が、次いで同年6月15日、最後の特別手配犯高橋克也が逮捕された。同女性は事件認識について争いがあり一審は一部無罪、2015年11月27日の東京高裁判決で全面無罪となった。高橋克也被告の裁判は、裁判員裁判で被害者参加もなされ2015年4月30日、地下鉄サリン事件の運転手役として無期懲役判決、東京高裁でも2016年9月7日支持され、2017年11月21日現在最高裁決定を待つところである。

ともかくも、2011年末、法務省が13人を分散留置したうえでなそうとしていた、死刑の執行は止まることになった。このことは、信者らの、教祖の死刑に近いのではないか「現世から教祖がいなくなる」と言う先行き不安に相応の影響を与えた。

同時に、2012年以降のしばらくの間は、刑事裁判を中心としてオウム事件が改めてマスメディアに取り上げられ、社会的にもオウム事件の認識が改めて再確認されるようになった。

例えば、2012年5月26日NHK放送「未解決事件File. 2—オウム真理教17年目の真実」と同年12月の同名の漫画本は、「未解決事件」とし真実がまだ明らかになっていないがごとき部分もあったことから、信者を勧誘することにも使えるものとなった。対して、テレビ東京の2012年12月30日「～あの声が聞こえる～18年目のオウム真理教～」は秀逸であった。同年10月11日発行の漫画本「完全決着「オウム真理教事件」あきやま耕輝著、竹書房は、事件写真なども示され分析ともども秀逸であった。

この『あの声が聞こえる～麻原回帰するオウム～』に対しては、信者から同社あてにBPO申立があった。BPOは2014年1月21日放送と人権等権利に関する委員会決定第52号として「**委員会は、アレフの危険性についての疑惑などに関係する調査報道を行う本件放送の公共性・公益性を高く評価し、今、なぜ若者がアレフに入信するのかを明らかにすることを目的とした本件放送の申立人に関する部分についても同様に公共性・公益性を認めるものである。(中略)委員会は、本件放送の公共性・公益性を高く評価するものであるが、本件放送部分は、その放送目的を追求するあまり、申立人のプライバシーに対する十分な配慮があるとは言えない結果となったものであり、テレビ東京に本決定の主旨を放送するとともに、今後、プライバシーに配慮した放送を要望するものである**」と、人権侵害とは記載しなかったものの極めて曖昧な決定を示した。破壊的カルト集団についての知識人・文化人らの認識の甘さがあり、このようなことではメディアが再び利用されていくと思われる。

さて、アレフが起こしてきた観察処分を取り消し訴訟は2013年1月16日、東京高裁でも敗訴した。「資金の状況を把握するために必要だ」として、事業に関する新たな報告義務を認めなかった1審を取り消し、教団の訴えをすべて退けた。一方、警視庁が1995年3月30日長官銃撃事件についてオウム教団がしたとする報告書を2010年3月30日の時効完成後1か月公開したことについての名誉毀損訴訟は、アレフ側が2013.1.15東京地裁で勝訴、100万円の賠償金と都知事名の謝罪文交付を命じた。高裁は2013年11月27日、謝罪文交付のみ取り消した。都は上告を断念し確定、アレフは「オウム真理教被害者共助基金」に入金するとし2014年1月入金した。個人名は匿名にしたとはいえ不起訴であるのに1か月公表した警視庁公安警察の発想の異常を示したといえよう。

2012年5月、ヨガ教室と偽ってのアレフ入会金詐取、3信者逮捕の事件は、後に2人が大津地裁に起訴されたが無罪判決、確定した。うち3人が2013年7月11日、滋賀県警と大津地検による違法な逮捕・起訴で精神的苦痛を受けたとして、国と滋賀県に約2200万円の国家賠償請求訴訟を京都地裁に提起。この信者らは信仰を深め宣伝材料となっている。

2013年2月28日、幹部の二宮が公安調査庁職員の業務を妨害していたとして、他の一人と共に福岡県警に逮捕された。前年11月11日の同県内キャンプ場での、同庁職員の監視に対する事件であった。

2013年5月、滋賀県のアレフ施設への公安調査庁の立入り調査において、小刀様のものを公安調査庁職員数名、当職及びオウム集団を批判・揶揄してきた者ら数名の写真に串刺ししたものが発見された。立ち入りを容易に認めず隠す時間はあったのに置いており、同人らと社会に対する脅迫行為であった。

「宝樹社」名義の足立区入谷の施設に関しては、アレフ又はその信者が、足立区に次々と訴訟を提起し、一部は勝訴してきている。都市ガス配管のための道路占用を許可しない件は、区側が2012年10月11日高裁で、7月3日最高裁で勝訴。同区の新条例による「無差別殺人をした団体の報告義務」違反科料5万円の取消訴訟は、東京地裁にて区側が2012年12月6日勝訴、東京高裁で2013年10月31日、逆転敗訴、最高裁2014.5.9決定で敗訴確定

一方、「ひかりの輪」にあっては、ロシア・ウクライナに信者3人を派遣してもいた。これは、ウクライナの入国管理当局が2013年2月15日まで、モスクワから空路で入国しようとした「ひかりの輪」の活動家の入国を拒否したことで判明した。

上祐は、2012年12月17日扶桑社から「オウム事件17年目の告白」上祐史浩・有田芳生(検証)を出版し、既にオウム集団ではないのだと強く主張した。しかし、ひかりの輪は、決して「オウム真理教」から外れたものではない。それは、財産や居住場所、帳簿などを分け、出家者の意思を確認して、分かれたことにて明確である。まさに協議の上で分裂したものであって、正しくは「分裂」ではなく「協議分割」「分流」である。その内部地位は、オウム真理教の位階に拠っている。指導者の上祐は、もう名乗らないと言いつつも教祖麻原の認定した「マイトレーヤ正大師」という権威を背景としている。立位礼拝やマントラは酷似している。麻原は霊的指導者としての能力はあったとしている。そもそも、上祐は「嘘をつくのがワーク」であった。麻原説法を何としても残存させるのが上祐の使命とされている。ここでいう麻原説法とは、1993年1月3日の上祐史浩こと「マイトレーヤ正大師・大乘のヨーガ成就式典」での教祖説法で、次のとおりである。

「息子として転生し、弟子として転生してきているということは、当然わたしもいずれ彼（上祐）を離さなければならない時期が来る。離さなければならないとは、一人立ちし、そして多くの衆生のリーダーとし、その世界の救済をしなければならないということである。」

以上からして、上祐派である「ひかりの輪」は、「観察処分」を外すためには麻原隠しもし続け、嘘でもつく「大人の過激派」であるのに対して、「アレフ」は、麻原隠しが我慢できない「原理派」「子どもの過激派」と考えられる。

第7期 2014年1月から現在まで

一 麻原家分裂確定、「山田らの集団」の確立期

(妻・次男 VS 三女・長男)

麻原妻は、落田さん殺人事件での受刑を終えた2002年10月15日に至っても、教祖と離婚していなかった。以後、麻原妻と子どもら（長女を除く）は、主に脱会者名目のお付きの信者の助力と、アレフからの月40万円の絵画使用料名目での金員で生活してきた。

しかし、2004年5月頃からの数か月間、麻原妻が用意した住居に教団の宗教的地位は低いが（師補）アレフ内で権力を増してきた荒木浩が居住して妻と親しくするようになると、三女との仲が険悪になってきた。両者は共に「正大師」という高位にあるが、三女が先に正大師になっていること、三女こそが教祖の血筋を受け継いでいること、三女は二女と異なりオウム集団を立ち上げた後の子であること、妻が受刑して不在だったことから、アレフへの影響力は比較的に強かった。が、これ以後、妻の影響力が増してきた。両者の考え方の違いは、三女がメディア相手にも弁護士に依頼して果敢に訴訟をしたいとするが、妻はあくまで表に出ないという所にある。長男が三女に、次男が妻に就くようになってきた。

2014年以降、これがまさに顕在化した。三女派の脱会者名目の信者は、次男のためにお付きの人名目で借りていた京都市内のアパートにつき次男の荷物が残っているから損害があるとして、2014年5月7日、東京簡裁で次男あてに損害賠償請求訴訟を提起した。また、三女に宗教的な信頼を持つアレフ出家者は、麻原妻が背景として存在するアレフ本流に逆らうようになった。

アレフはこれに対し、2014年5月15日付通達により出家者2名を除名し、施設からこれらお供物班2人、システム班の3人に退去要求、一部は訴訟にまで至った。

出家者2名除名の2014.5.15通達

(1) Vプシュパ師を除名処分とする—Vプシュパ師は二ノ宮君の言動を問題視し、外部弁護士に相談し、「訴訟を起こす」と脅迫した。合同会議のとりなしにも関わらず、訴訟提起を止めようとしなかったため、除名処分とした

(2) Mラーキニー師を除名処分とする—Mラーキニー師は、長期修行中に抜け出し、横浜道場に戻って、現道場長を無視して居座った。これによりMラーキニー師を除名処分とした

—野田氏いわく：背景は、麻原次男の教団復帰を麻原妻が画策。三女は反対し、親しいVプシュパ師を通じて次男復帰阻止のロビー活動を計画。このロビー活動に麻原妻は激怒し、関与したVプシュパ師の処分を指示。ついでにVプシュパ師に加担したマハーラーキニー師までも処分を指示。合同会議で処分が多数決で可決「内ワーク」の師は全員が（処分に）反対した。「合同会議」とは名ばかりで、実状はス

サッカー師一人が全てを決めている。サッカー師は麻原妻の指示に従っている

三女派である長男は 2014 年 10 月 24 日、アレフ幹部 30 人ほどに対して、名誉棄損による損害賠償 4000 万円と写真と名前の無断使用の禁止を求めて東京地裁に提訴した。アレフの信者側は、「長男が教団にいないのは、私たちの功德が足りないからだ。自分たちは努力しますから、戻ってきてください」「二宮の指示」などと答弁する珍妙に裁判になっている。三女はまた、さいたま地裁で、アレフ相手に訴訟を起こしている。

2014 年、既に三女派はメディアや国相手に次々と訴訟を提起しており、一部はいまだ係属中である。すなわち、2014 年 1 月のテレビ東京の特集放送では、長男の顔などは分からないが画面に出ている放送、教団の一部だとする報道であったことから、三女と共に行動している長男が、名誉毀損、肖像権侵害、プライバシー侵害として東京地裁に訴えた。被告側が訴訟の中で諸証拠を用意、又取り寄せなどすると、原告や三女は、同被告、建物管理会社、嘱託により送った裁判所、書類を提供したろうとして公安調査庁らを被告として、追加訴訟を何件も重ねている。

三女は、栃木県警に尾行や盗聴をされ精神的苦痛を受けたとした国家賠償請求訴訟をしていたが、2014 年 12 月 2 日請求棄却判決となった。さいたま地裁は「尾行は正当」とした。三女はさらに、同年 12 月 9 日、公安調査庁に対し「幹部」認定取り消しと名誉毀損請求訴訟を提起した。同日、産経新聞相手に「幹部認定」表現での訴訟を起こしている。読売新聞相手も同様である。

三女は 2015 年 3 月 20 日、講談社から「止まった時計」を出版した。教祖の事件関与については「保留」とし、弟子の暴走などを示唆する文章であった。三女は 2014 年ブログを開設、また三女派の二女も三女を支援するブログを 2015 年 4 月 29 日開設してもっぱら三女本を批判する四女のメディア報道について批判したが、同年 7 月 22 日に閉鎖。三女は同年 8 月 22 日、シンポジウム「因果応報？オウムと死刑を考える」の発言者となり、オウム問題で対抗してきた参議院議員でもある有田芳生氏らを取り込もうとしている。その後も三女は、松本死刑囚の関与については「保留」としたままに、死刑問題などの集まりで発言を繰り返している。2017 年 12 月 13 日には「アーチャ語り」として「親子～重たいドアをあけて道はでこぼこ～」などとの完全予約制の集まりも予定している。

金沢支部が、三女に指導を仰ごうとする拠点となっており、アレフに反旗を翻している。これが、2015 年 8 月 19 日 NHK に報道され、社会に知られた。山田美砂子（ヴィサーカー師）らが指導する 30 人程の「山田らの集団」であり、三女派と言うべきだと考える。

アレフは、これら三女派の動きに対し、表立った抵抗をせず、ともかく信者を増やすに勢力を注いでおり、事件の風化とあいまって北海道、関西を中心に増加してきた。アレフ信者は全国で 1500 人、うち北海道は 300 人となる。出家者も多くは外部で働いており、その資金力は今日、信者名義の預貯金や現金、関連会社への貸金名目で 10 億円になんなんとしている。

アレフは、勧誘にあたり、オウム事件が問われた時の説明につき、「昔のこと」を枕詞としつつ下記のような対応をしている。①勧誘段階では、あれは陰謀なんだ、事件はすべて冤罪だ。②つぎに、あれは尊師以外の弟子が勝手に暴走したもの、尊師は指示していない。悪い人はみんなつかまっている。←一審弁護士はそう言っていた、渡辺脩弁護士が本を出してもいる、森達也氏の「A3」を読んでね、ノンフィク

ション賞ももらっているよ。③ドブプリはませた後に、タントラ・ヴァジラヤーナの肯定、すべては導師の深いお考えによる。実行犯、被害者、日本、全世界、全人類へのマハームドラーだ、などとなる。この、①、②の説明のためか、アレフは、オウム真理教非公式サイト一各事件につきオウム主張のままに冤罪云々にて書き、PDF化して大量の資料をアップしたこともあった。

同時に、国家からの弾圧だと内部的にも示すためであろう、弁護団を作って国家賠償請求訴訟をさらに提起している。たとえば、前記の入会金詐欺事件で2014年3月14日、大津地裁で無罪判決が出されて確定したことを受け、女性信者3人が国と滋賀県に国家賠償2200万円を求めて京都地裁で審理されたが10月9日、棄却された。足立区相手の、区の有料駐輪場利用の拒否につき、一出家者の慰謝料請求訴訟は地裁で区側が勝訴した。同じく、住居だとしてのゴミ収集拒否についての訴訟を、東京地裁に起こしたが2016年7月4日、が高裁でも勝訴して確定している。

勧誘の窓口は、ダミーのヨガ教室、一般ヨガ教室への潜入、インターネット上での占い、書店での勧誘。タロット占い、それをつながせる方法のマニュアルまでも昔同様に備えている。花見、旅行など幅広く、また単純に親しくなった男女関係の上で勧誘していったと思われる例もある。

なお、サリン被害者でもある映画関係者阪原淳氏が2015年1月15日記者会見において、荒木浩密着の映画を作るとした。130人から1,783,000円を集めたが、未だ完成披露されていないものの、被害者がオウム集団に理解を示したことが、信者らにとってオウム事件の重さの認識を薄めるものとなった。

アレフは2016年8月、滋賀県甲賀市信楽町に新施設を取得し、一方で旧滋賀県湖南の施設が2017.3.15全焼している。2017年1月12日、アレフが2016年2月4日の名古屋で立入り検査を妨害したとの団体規制法違反容疑で、愛知県警が男女5人を逮捕、2017年2月2日5人とも不起訴となった。その争訟であるアレフ信者5名の公調相手の国賠請求につき、大阪高裁2016.9.15で信者側が全面敗訴。地裁では3万円勝訴していた。2012.11福岡キャンプ場所で信者を撮影した調査官の一人が身分証の提示を断ったとして訴えていたが、信者側に暴行・脅迫を伴う威力業行為があったとして逆転した(法律新聞2016.12.2)。2017年11月13日には、警察が特定商取引法違反で札幌白石区の新4階建施設、福岡などアレフの5拠点を捜索している。

オウム真理教犯罪被害者支援機構がアレフと宝樹社を相手として、東京簡易裁判所に2012年3月5日申し立てた調停は、賠償金残額の確定と著作権問題につきまとまらず、継続している。

ひかりの輪は、メディア露出、対談などの対社会的な工作を進めてきた。社会相手にはアレフのみをオウム集団だと強く主張してきた。

2014年8月6日、旅行業法違反で家宅捜索、旅行業者の登録なく「聖地巡り」旅行を企画・実施した。2015年7月29日には、副代表女性が同容疑で書類送検されるが、後に不起訴。

2014年11月7日には、公安調査庁が提出した調査書に名誉毀損があるとし金3円の国家賠償を求め東京地裁に訴えた。そのうえで、2015年1月23日の5回目の観察処分更新につき2015年6月1日初めて訴訟を提起した。

2015年12月31日、松本サリン被害者の河野が「外部監査委員」を辞任したが、いまだ宗教者などいた。外部監査委員50代女性は、2017年1月20日、同月16日の無免許違反で家宅捜索され、1月25日書類送検された。

上祐は、北朝鮮の2017年2月の金正男殺人事件につき、産経新聞からインタビューを受け紙上に乗

る。2017年8月12日はチャンネル桜に出演するなど、一部メディアが利用していて憂慮される。

このような中、東京地裁は2017年9月25日、観察処分を取り消しにつき、アレフについては棄却したものの、ひかりの輪につき別の団体だとしてこれを認めた。「ひかりの輪が教祖の松本智津夫死刑囚に対する絶対的帰依を否定する一方、逆にアレフは帰依を深めている。両者は性格が相当に異なり、一つの団体とは見なせない」とするものであった。国側は上訴したが、既に2018年1月が次の更新時期となっている。

ひかりの輪は、今回の更新につき徹底して争うものと思われ、審査会の審査が注目される。公安調査庁は1つの団体として更新請求をするか、3つの団体だとして観察処分の更新を請求する可能性がある。3つの団体とは「アレフ」と「ひかりの輪」に加え「アレフ」から分派し30人程度からなる「山田らの集団」とのことであり、これは三女派である金沢支部を本拠地とする山田美沙子（ヴィサーカ師）を示すと思われる。三女は、観察処分において以前から「幹部役員」とされていたが争ってきたところ、その団体だという位置づけになろう。

一方、刑事裁判では、高橋克也の最高裁決定が間近いと思われ、これが確定すれば教祖の麻原こと松本死刑囚の死刑執行への障害がまた一つなくなるが、観察処分において「麻原彰晃が主宰」とする団体として定義していたことがまた一つの障害となろう。

2017年10月31日、横浜家裁において、四女が親子の縁を切る法制度がないことから申し立てていた両親の推定相続人排除の決定が出た。父のみならず母につき、四女に対する「虐待」と著しい非行が認められたものである。両者とも応訴しなかったものだが公的に認められた意義は大きく、また東京拘置所からの回答などから教祖麻原こと松本死刑囚につき、家事手続能力が認められたことが注目される。

教祖以下死刑が確定している13人の死刑執行について、オウム集団の態度は下記のとおりである。アレフにあってはその幹部の口ぶりは「教祖の死刑執行は止めたいが、12人の弟子は暴走した、後に殉教者となろうから仕方がない」、ひかりの輪代表の上祐の口ぶりは「13人とも執行されて仕方がない」である。三女は松本死刑囚の罪につき「保留」としたままであり、またその受刑能力に疑問を示しており、死刑執行を執行させない世論形成を図っている。

これに対して、この団体と闘い代表がVX未遂にまで遇った家族の会、坂本弁護士一家3人が殺されたオウム真理教被害対策弁護団そして日本脱カルト協会は「12人の死刑執行は何とか止めてください。」との声明を出し、家族の会は12人についての署名運動を展開している。

以上